

市民後見推進事業の概要

市区町名	松江市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：松江市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成事業</p>
事業内容	<p>(研修の名称) 松江市市民後見人等養成講座</p> <p>(研修の対象者) 基礎講座：松江市内に住民登録のある 20 歳以上の方 実務講座：基礎講座を修了した方で、講座終了後市民後見人として活動を希望する方</p> <p>(研修カリキュラム等) 基礎講座 12 時間、実務講座 26 時間、基礎講座については座学、養成講座については、座学及び体験実習を行う。</p> <p>(講師) ・市職員及び、社会福祉協議会職員 ・法的な専門部分については、弁護士等の依頼</p> <p>(受講者) 基礎講座受講者 33 名 (内修了者 27 人) 実務講座受講者 7 名 (内修了者 5 人)</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 25 年度市民後見人養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7 月 5 日～8 月 2 日 実務講座実施 (全 6 回) ○ 8 月下旬～9 月末 基礎講座受講者募集 ○ 11 月 30 日～12 月 12 日 基礎講座実施 (全 3 回)
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	松江市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：松江市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：権利擁護・相談業務の充実</p>
事業内容	<p>(権利擁護・相談業務内容)</p> <p>松江市社会福祉協議会内に、権利擁護・相談室をH25年4月に設置 権利擁護・相談室に専門相談員を1名配置</p> <p>○専門相談員の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座実施に関する事項及び、継続研修の実施 ・権利擁護に関する各種相談業務 <p>(市民後見人養成講座修了者に対する継続研修)</p> <p>○実務講座終了者に対して、社協が実施している日常生活自立支援事業の支援委員及び、法人後見の補助員としての活動を通じて、実務研修を行う。</p> <p>参考：実務講習修了者 H24年度12名・H25年度12名・H26年度5名 計29名</p> <p>(権利擁護推進委員会の開催)</p> <p>高齢者・障がい者の権利擁護の推進のあり方を検討する為の委員会を設置した。</p> <p>委員： 医師、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職及び、市関係課、社会福祉協議会で構成</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>11月～ H26年度実務研修修了者面接の実施</p> <p>12月～ 順次、日常生活自立支援事業支援員として活動 実務講習修了者29名のうち、26名が支援員として登録済み。</p> <p>権利擁護推進委員会の開催</p> <p>第1回 11月28日開催</p> <p>第2回 3月中旬予定</p>
備考	

H26年度「松江市市民後見人等養成講座日程」(基礎編)

裏面へ

講座	月日	項目	時間	所要時間	担当	
講座 1	11月30日 (日) 城西公民館	開講式	10:00~10:15	15	松江市社協	
		事務局説明	10:15~10:45	30	松江市社協 生活支援課	
		小休憩(5分)				
		DVD研修	10:50~11:25	35	松江市社協 生活支援課	
		日常生活自立支援事業の実際	11:25~12:10	45	松江市社協 生活支援課	
		昼休憩(60分)				
		成年後見制度概論 (心構え)	13:10~16:00	170	弁護士	
		成年後見人の業務				
		小休憩(10分)				
		障がい者制度と福祉サービス	16:10~16:50	40	松江市障がい者福祉課	
講座 2	12月6日 (土) 福祉センター4階 教養室	消費者被害への対応	10:00~10:40	40	島根県消費者センター 消費生活専門相談員	
		小休憩(5分)				
		精神障がい者の特性と理解	10:45~11:25	40	障がい者施設職員	
		小休憩(5分)				
		知的障がい者の特性と理解	11:30~12:10	40	障がい者相談員	
		昼休憩(60分)				
		高齢者・障がい者の権利擁護	13:10~13:50	40	地域包括支援センター	
		小休憩(5分)				
		介護保険制度のしくみと内容	13:55~14:35	40	地域包括支援センター	
小休憩(5分)						

講座	月日	項目	時間	所要時間	担当		
	12月6日 (土)	認知高齢者の特性と理解	14:40~15:20	40	地域包括支援センター		
講座 3	12月12日 (金) 福祉センター 4階 教養室	申立支援	13:00~15:10	210	司法書士		
		任意後見人の業務					
		就任直後の職務	15:10~16:30 (途中休憩あり)				
		就任中の職務					
		任務終了に関する事務					
		市民後見人等の役割と連携	16:30~17:00			30	松江市社協
		閉講式	17:00~17:15			15	松江市社協

※11/30 と 12/6 は昼休憩を挟みます。昼食は各自ご用意ください。

「平成 26 年度市民後見実務講座カリキュラム」

(28.5 単位+レポート作成 2)

開催日	時 間	科 目	単位	学習ポイント	担当
①7月5日 (土) 総合福祉センター 1F会議室	10:00~10:30	開講式	0.5	・挨拶 ・事務局説明	市、社協
	10:30~12:00	成年後見の実務 ①申立手続き書類作成	1.5	・申立書の作成 ・補助・保佐の場合(代理権) ・補助の場合(同意権)	松江市保健福祉課
	13:00~15:00	対人援助の基礎	2.0	・対人援助技術 ・自己覚知 ・傾聴と共感	松東地域包括支援センター 社会福祉士
	15:00~15:30	体験実習①	0.5	・体験実習留意点	生活支援課
②7月11日 (金) 総合福祉センター 1F会議室	9:00~10:30	地域福祉の現状と課題	1.5	・地域の現状と課題を知る。	地域福祉課課長
	10:40~12:40	家庭裁判所の役割	2.0	・後見担当部局概要 ・裁判所手続理解	家庭裁判所
	13:10~15:10	成年後見の実務 ②財産目録作成 後見計画・収支 予定表作成	2.0	・財産目録作成理解 ・財産目録の作成 ・財産管理の実務・知識 ・後見計画・収支予定表作成	司法書士
	15:20~16:50	成年後見の実務 ③報告書作成	1.5	・報告書作成 ・報告書作成までの記録のありかた	司法書士
③7月19日 (土) 総合福祉センター 1F会議室	13:30~15:00	成年後見の実務 身上監護の実務・知識	1.5	・身上監護の基本を理解する	精神保健福祉士
	15:10~16:40	④後見事務終了時の手続き	1.5	・終了時報告書作成 ・財産目録作成 ・後見終了の登記申請 ・報酬付与審判申し立て ・財産引継 ・死後事務課題	司法書士

④7月中旬～ 下旬で調整	平日3時間	体験実習②	3.0	・日常生活自立支援事業同行 訪問	生活支援課
⑤7月中旬～ 下旬で調整	平日4時間	体験実習③	4.0	・施設実習 ・対象者接し方理解	障がい者施設 高齢者施設
⑥8月2日 (土) 総合福祉セン ター 4F 教養室	9:00～15:00 (1h 昼食休憩)	課題演習	5.0	・事例報告と検討	松江成年後見 センター事務局長
	15:10～16:40	地域の現状	1.5	・各種施策の状況 ・社会資源	松江市保健福祉課
	16:40～17:10	閉講式	0.5	・挨拶・修了書	市、社協

※レポート作成 (A4用紙1枚程度)

- ① 「施設体験実習報告」
- ② 自分で描く市民後見人像とは・・・」

いつまでも

自分らしく暮らすために

～成年後見制度について～

保健福祉課 ☎55-5302

○成年後見制度とは

認知症や、知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人は、自分の預貯金・不動産等の管理や介護・福祉サービスの契約などを自分で行う事が難しい場合があります。また、不利な条件で契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような人を保護・支援するのが成年後見制度です。そして、この制度を支えているのが成年後見人です。



○成年後見人の現状

成年後見人は、親族が選任される場合と弁護士や司法書士といった専門職が選任される場合（第三者後見）があり、管理する財産が多かったり、親族の後見が見込めない場合には第三者の後見人が選任されます。25年のデータによると親族後見が約4割、第三者後見が約6割となっています。

成年後見の申立件数は増加してい



ますが、専門職の人数は限られることから、今後、第三者後見のなり手が不足していくと予想されています。

そこで、専門職以外で新たに第三者後見の活躍が期待されているのが「市民後見人」です。

○市民後見人養成事業

「市民後見人」の定義は明確ではありませんが、「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、自治体などが行う後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する知識や技術・態度を一定身に付けた方」と示されています。

また、身寄りのない認

知高齢者が後見制度を利用する場合などに、市民後見人が対応していくことが役割として見込まれています。

松江市でも、23年度から市民後見人養成講座を実施しており、70人が受講されています。受講修了後には、後見業務を行う前段階として、社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の支援員として活動を行っていただいています。



市民後見人養成講座 受講生募集

市民後見人を目指したい方や、制度について理解を深めたい方を対象として市民後見人養成講座（基礎編）実施します。

内 容 後見制度や福祉の制度。また、認知症や障がいの特性などについて学べる講座です。

と き 11月～12月に3回開催 対 象 松江市に住民票のある20歳以上の人

募集期間 9月1日～30日 問合せ 松江市社会福祉協議会 ☎24-9026 受講料 無料